

#### (ウ) 年金額等の引下げに伴う留意点について

現在支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われている（特例水準）。

平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）により、特例水準（2.5%）を平成25年度から平成27年度までの3年間で計画的に解消することとなる。

（参考）解消のスケジュールと年金額の推移

年月	基礎年金
平成24年4月～	65,541円
平成25年10月～ (▲1.0%)	64,875円 (▲666円)
平成26年4月～ (▲1.0%)	64,200円 (▲675円)
平成27年4月～ (▲0.5%)	63,866円 (▲334円)

※ 3年間物価・賃金が上昇も下落もしないと仮定した場合のもので、物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。

平成25年10月から老齢基礎年金の支給額が1.0%引き下がることとなる。これを受け、支援給付受給者が受給する年金額が平成25年12月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。

① 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。

- ② 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- ③ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。

なお、収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知書等により金額を確認すること。

#### (イ) 電子レセプトを活用したレセプト点検について

平成23年度より全国で運用している電子レセプトシステムは、医療支援給付受給者や医療機関別にレセプトを抽出して点検を行うなど効率的・効果的なレセプト点検が可能である。

平成24年10月には電子レセプトシステムの改修により、頻回受診や薬の過剰な多剤投与を受けている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化が行われている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例を把握する作業の効率化が図られ、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるため、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

また、平成25年3月にも、請求に突出した特徴がみられる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化が行われることになっており、電子レセプトにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療支援給付の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、各地方自治体におかれでは、積極的に電子レセプトシステムを活用し、引き続き実効性のあるレセプト点検を実施願いたい。

#### (オ)後発医薬品の一層の周知について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っている。

医療支援給付においても、支援給付費の全体の約半分を占めているところであり、後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある。

「後発医薬品のしおり」を平成24年3月末に送付しているところであるので、支援給付の実施機関から支援給付受給者に後発医薬品の服用について理解を求めるよう同しおりを用いて、支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。

#### (カ)海外渡航時の届出の徹底について

支援給付受給者に対する海外渡航の取扱いは、親族訪問や墓参等の理由であれば2ヶ月程度まで認められているが、支援給付受給者によっては、無届で中国等に渡航したり、予定していた期間を過ぎて帰国しない者が未だ散見されている状況にある。こうした状況が改善されるよう実施機関で担当職員や支援・相談員は、普段から

- ① 海外渡航前に実施機関へ届出（書面又は電話連絡）を行うこと。
- ② 海外渡航後、やむを得ない事情で渡航期間が2ヶ月を超えてしまう場合は、必ず実施機関へ連絡を行うこと。

を「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用するなどして、支援給付受給者に懇切丁寧に説明し、届出を徹底させるよう願いたい。

また、実施機関が認めた目的以外の目的での海外渡航や、やむを得ない理由もなく海外渡航が2ヶ月を超えてしまった場合などは、渡航にかかった費用（交通費や宿泊費）を収入として認定したり、支援給付を停止または廃止することがあることを事前に支援給付受給者へ説明し、理解を得ておくこと。

なお、やむを得ない理由もなく2ヶ月を超えた時には、実施機関は海外渡航の取扱いに基づき適切に対応願いたい。

#### (キ)稼働年齢層の特定中国残留邦人等の配偶者に対する就労支援について

中国残留邦人等が永住帰国後、子供と同年齢程度の配偶者と結婚し、夫婦世帯として支援給付を受給している世帯が見受けられ、昨年3月末に地方自治体からの要望を受け、特段の就労阻害要因もなく客観的に見て就労可能な当該配偶者（子供と同年齢程度の配偶者）に対しては、当該配偶者の意向等に配慮しつつ、必要な就労支援が行えるよう支援策問答集の一部修正を行っている。

子供と同年齢程度の比較的若年の特定中国残留邦人等の配偶者には、同年代の職場の同僚達と触れ合うことによって言葉や生活習慣の違いを少しでも早い時期に払拭し、ゆとりある生活を送ることができるよう、稼働年齢層の特定中国残留邦人等の配偶者に対する就労支援を必要に応じて行うよう願いたい。

#### (ク)支援給付受給者への懇切丁寧な説明について

中国残留邦人等にとって安心した老後の生活を送るために、支援給付制度は非常に重要な制度であり、どのような支援を受けることができ、その支援を受けるにはどこでどのような手続きを行えばいいのか承知してもらうことが大切である。また、支援給付を受給するに当たっての必要な届出を周知する必要があり、新規申請時のみに止まらず一定の期間（年1回程度）ごとに「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用して、実施機関で支援・相談員等から支援給付受給者に対し必要事項等を説明願いたい。

また、支援給付費の額の変動は、日本語が解せない支援給付受給者には、支給決定通知書の内容を十分に理解することが困難な場合があり、実施機関と支援給付受給者との間で支給額をめぐるトラブルが生じないよう、支援・相談員等を通じて支給決定通知書等に示された支援給付費の内容を懇切丁寧に説明するよう願いたい。